

# 山口県報

平成25年  
12月10日  
(火曜日)

## 目次

○告示	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....	一
	土地改良事業施行の認可(農村整備課).....	一
	土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....	一
	土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	二
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	二
	土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	三
	道路の位置の指定(建築指導課).....	三
○公告	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....	三
	土地改良区役員の届出(農村整備課).....	四
	公共測量の実施(監理課).....	五
○選管告示	政治団体の名称等.....	五
	政治団体の異動事項.....	五
	解散等に係る政治団体の名称等.....	六
	政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....	六
○雑報	県報の正誤(平成二十五年六月二十八日山口県告示第二百六十号).....	六

### 山口県告示第四百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

名	医	療	機	関	地	指	定	年	月	日
名	称	所	在	地						

ファミリー歯科クリニック 山口市平井六六五の三 平成二三、一一、一

名	称	主	たる	事	務	所	の	所	在	地	指	定	年	月	日
名	称	訪	問	看	護	ス	テ	ー	シ	ヨ	ン	等			

医療法人おかはら会おげんきハグニティ	大島郡周防大島町大字小松九一の四	訪問看護ステーションないる	大島郡周防大島町大字小松九一の四	平成二五、八、一
--------------------	------------------	---------------	------------------	----------

### 山口県告示第四百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

土地改良区の名称	柳井市土地改良区	施行地区	見賞池地区	事業の種類	ため池の整備	認可年月日
						平成二五、十二、二

### 山口県告示第四百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 解除に係る区域の名称  
際波(一)(4)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 区域の名称  
小野(一)(128)、小野(一)(129)、際波(一)(4)、東岐波(一)(8)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
小野(二)(33)、小野(二)(34)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 区域の名称  
西岐波(三)(3)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十八号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 解除に係る区域の名称  
際波(一)(4)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 区域の名称

小野(一)(12)、小野(一)(12)、際波(一)(4)、東岐波(一)(8)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

小野(一)(33)、小野(一)(34)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部

土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
美祿市大嶺町東分字中村三三三三の一及び三三四の四・一	六・一	五五・七	平成二五 一一、二七



(四二一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年七月二十六日山口県公告(二五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十二月十日から平成二十六年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ宇部店

所在地 宇部市恩田町二丁目二番一五号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年七月二十六日山口県公告(二五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十五年十二月十日から平成二十六年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年七月二十六日山口県公告(二五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十五年十二月十日から平成二十六年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四二四) 土地改良区の役員の名簿及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名簿及び住所の届出がありました。

平成二十五年十二月十日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 就任した役員

土地改良区の名称

理事の別 氏名 住所

柳井市土地改良区 理事 末政 敬悟 柳井市柳井六二七一の一

〃 〃 稻政 望 〃 六七五九

〃 〃 石丸 東海 〃 余田一九〇四の一

〃 〃 下土井 進 〃 三〇二の一

〃 〃 北村 富夫 〃 一三八六の一

〃 〃 長田 勝一 〃 新庄二五六六

〃 〃 篠脇 文毅 〃 一三四

〃 〃 森中 豊 〃 日積二九四五

〃 〃 榎本 正男 〃 三九六四

〃 〃 重本 昭平 〃 天神五の一三

〃 〃 守重 賢一 〃 日積五三三

〃 〃 大竹 修二 〃 伊陸二八六六の一

〃 〃 長川 敬治 〃 四七四三の一

〃 〃 岩村 茂 〃 一六七四

〃 〃 勝本 澄人 〃 六五四四

〃 〃 清重 一男 〃 阿月二六七

〃 〃 山本 均 〃 新庄二一九一の一

〃 〃 山崎 志郎 〃 日積七二二

〃 〃 重岡 稔 〃 伊陸八二四

二 退任した役員

土地改良区の名称

理事の別 氏名 住所

柳井市土地改良区 理事 松村 節雄 柳井市柳井七三二九



江島きよし後援会	事務所	山口市小郡御幸町7番3号	山口市吉田町東4丁目2番2号	〃	〃	12
南口彰夫後援会	代表者	阿座上 隆	野村 英昭	〃	〃	22
	会計責任者	吉村 智治	北野 泰弘			
山口県歯科医師連盟	事務所	美祿市大嶺町東分763の8	美祿市大嶺町奈高763の8	〃	〃	26
	会計責任者	森本 博士	山内 高史			
渡辺純忠後援会	事務所	山口市中河原町4番5号	山口市泉町番49号	〃	〃	1

山口県選挙管理委員会告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
江翔会	江島 潔	羽仁 香介	下関市萩野町/丁目8番43号	平成25年3、29

山口県選挙管理委員会告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金	管理	団体	備考 (資金管理団体でなくならざれば、届出年月日)
		名	称	主たる事務所の所在地	

江島 潔	下関市長	江翔会	下関市萩野町/丁目8番43号	江島 潔	平成25、11、12
------	------	-----	----------------	------	------------



正 誤

平成二十五年六月二十八日山口県告示第百六十号（指定施業要件の変更予定保安林（吾国世））

ページ	段	行	誤	正
四	上	四〇五	二〇六の一・字金地二二六の二・字板押二二六の二・字植木尾二六の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）	二〇六の一（次の図に示す部分に限る。）・字金地二二六の二・字板押二二六の二・字植木尾二六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
〃	〃	六〇七	三五一の一（次の図に示す部分に限る。）	三五一の一
〃	〃	七〇八	三五五の一（次の図に示す部分に限る。）	三五五の一
〃	〃	一八〇	三五五の三・字横尾山三五七の一・字青笹三五七の二・字黒滝平三五七の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）	三五五の三・字横尾山三五七の一・字青笹三五七の二・字黒滝平三五七の三